

第14回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成29年7月26日（水）10：00－12：00

場 所：経済産業省 別館1階 104各省庁共用会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、大塚委員、須藤委員、二宮委員、谷川委員（根本委員代理）、
橋本委員、松橋委員、丸山委員

事務局：経済産業省：鮫島室長、守谷総括補佐

環境省：鮎川室長、伊藤国際企画官

農林水産省：中川室長、早川課長補佐

林野庁：河内課長補佐

【審議事項】

1. 付随的排出量の算定方式に関する方法論の改定についての審議

- ・木質バイオマス燃料方法論の付随的排出量算定等に係るデフォルト値の新設・改定、及び太陽光発電方法論の付随的排出量算定に係るデフォルト値の新設について、事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

2. 自家発電設備の新規導入に関する方法論の改定についての審議

- ・自家用発電機方法論の適用対象に新設（系統電力代替）を加える改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

3. プログラム型プロジェクト等に関する制度文書・方法論の改定についての審議

- ・プログラム型プロジェクトにおける二重登録・認証防止に係る記述を詳細化する制度文書改定、再エネ熱発電方法論の適用条件と付随的排出量算定項目を一部削除・追加する方法論改定、森林管理プロジェクトを一部のプロジェクト登録要件の適用対象外とする制度文書改定、森林管理プロジェクトに係る各種記述の適正化や植林活動方法論の適用条件の見直しに関する制度文書・方法論の改定、木質バイオマス燃料方法論の適用条件の考え方や適用条件を満たすことの確認手続に係る一部規定を適正化する方法論の改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

【報告事項】

4. Jークレジット制度の最近の動向

- ・Jークレジット制度の最近の動向、今後のスケジュールについて、事務局より説明した。

【委員の発言及び質疑】

1. 付随的排出量の算定方式に関する方法論の改定についての審議

(二宮委員)

- ・太陽光発電プロジェクトにおける電力制御装置に係る付随的排出量は、これまで定格出力に基づいて算定されていることが多いようであり、それであれば算定にそれほど手間がかかることもないと考えられるが、デフォルト化のニーズはあるのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・定格出力に基づくとしても、各設備の情報を取得する必要がある等、算定には一定の手間がかかり、そのような手間は少しでも省きたいというプロジェクト実施者のニーズはあると考えている。

(二宮委員)

- ・木質バイオマス燃料方法論において、木質チップ燃料の含水率を、原料が解体材のみの場合とそれ以外の場合に分けて設定するということだが、何れの場合に該当するかは審査機関が確認するのか。確認方法は審査機関に任せるのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・確認は審査機関が行う。確認方法に係るルールは特にはないが、プロジェクト毎にしっかりとした確認を求めていく。

(須藤委員)

- ・木質バイオマス燃料方法論における追加設備に係る付随的排出量に関するデフォルト値、太陽光発電方法論における電力制御装置に係る付随的排出量に関するデフォルト値は、実績値に基づいて設定されているが、これら実績値を採っているケースに偏りがあることはないか。

(事務局〔環境省〕)

- ・実績値はJ-クレジット制度に登録済みの全該当ケースから採っている。

(橋本委員)

- ・木質バイオマス燃料方法論における付随的排出量の算定項目のうち、燃料の運搬についてはデフォルト値が設定も検討もされていないが、デフォルト化のニーズはないのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・燃料は原料と異なり、その重量をプロジェクト実施者が直接知り得るので、比較的算定しやすいが、それでもデフォルト化のニーズはあると考えられる。この項目のデフォルト化についても検討しており、今後検討を進めていきたい。

2. 自家発電設備の新規導入に関する方法論の改定についての審議

(山地副委員長)

- ・新設に対象を拡げるにあたり当面は燃料電池式の自家用発電機に限定するということだが、理論的には、系統電力よりも効率が良く排出係数が低い発電方法であればそのような限定は必要ない。この点、今後の検討課題であるということを記憶に留めておくべき。

3. プログラム型プロジェクト等に関する制度文書・方法論の改定についての審議

(二宮委員)

- ・プログラム型プロジェクトで二重登録・認証がないことの確認は、サンプリングして行うのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・全数確認する。ただ、審査機関が審査を担当していないプロジェクトの会員情報までは知りえないため、事務局が保有する全プロジェクトの会員情報に基づき照合する。

(二宮委員)

- ・それは相当な手間であるが、それを結局は事務局が担うとすれば、審査機関の責務として何か新たに求められることになるのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・事務局が照合するためのリストを整備して提出することが審査機関の責務となる。

(松橋委員)

- ・植林活動でプロジェクト登録を希望している事業は、もともと森林だったが被災した土地に植林するものか、それとも元から森林でなかった土地に植林するものか。

(事務局〔環境省〕)

- ・具体的な登録手続きはこれからであり、まだそこまでは確認していない。

(事務局〔林野庁〕)

- ・植林活動方法論では、平成 25 年 3 月 31 日時点で計画森林ではなかった土地での植林を対象とする。もともと森林であった土地が被災して、その時点までに計画森林の範囲から外されていれば、植林活動方法論が適用できる。被災しても書類上は計画森林のままだった場合、森林経営活動方法論が適用可能になると考えられる。

(橋本委員)

- ・植林活動方法論の適用条件 2 の説明は、現行のまま、炭素ストックの小さい土地における植林を対象とする、とした方が良いのではないか。炭素ストックはあるがフローの吸収量は小さい森林も存在する。フローの大小よりストックの大小が問題であり、炭素ストックの小さい土地に植林してストックを増やすというのが方法論の趣旨ではないのか。

(事務局〔林野庁〕)

- ・方法論はフローでの吸収量の増加をクレジット化する内容となっており、ストックの大小ではなく、ストックの変化量を重視している。そもそも森林でない土地に植林する活動を対象とするので、吸収量の少ない森林という想定は適さない。

(丸山委員)

- ・木質バイオマス燃料の原料として、これまで未利用であったし今後も未利用であろうものを使っていたところに、他所から調達したいと引き合いが来た場合は、方法論の適用対象外になるということか。

(事務局〔環境省〕)

- ・そのような状況となれば、未利用証明書が提出できなくなるので、適用対象外となると考えられる。今後、そのような事例は増えると考えられるため、必要に応じて議論を行いたい。

4. J-クレジット制度の最近の動向

(大塚委員)

- ・認証見込み量は 2020 年度までが 627 万 t-CO₂、2030 年度までが 650 万 t-CO₂ ということだが、2020 年度から 30 年度にかけて 23 万 t-CO₂ しか増えない見込みということか。

(事務局〔環境省〕)

- ・登録済みプロジェクトで認証対象期間を 2020 年度以降に延長するケースがこれから増え、また認証対象期間が元より 2020 年度以降までであるプロジェクトも増えてくるので、2030 年度までの認証見込み量はさらに増えてくると考えている。

(大塚委員)

- ・温対法における J-クレジットの目標認証量は達成できるのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・その目標は既にクリアできる見込みとなっている。

(二宮委員)

- ・クレジット入札販売量の推移のグラフの単位は何か。

(事務局〔環境省〕)

- ・万 t-CO₂ である。表示漏れで申し訳ない。

(二宮委員)

- ・とすると 50~60 万 t-CO₂ の取引がなされているわけで安定的な価格を形成する市場規模としては十分であるが、それなのに入札の平均販売価格が何故これほど大きく変動するのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・第 2 回入札での高騰は、京都メカニズムクレジットが使えなくなり J-クレジットへの需要が急増したことに因ると考えられる。

(二宮委員)

- ・そうであれば、なぜ第 3 回入札では価格が下がったのか。

(事務局〔環境省〕)

- ・価格はマーケットが決めるものであり、理由は分からない。クレジットのマーケットは未だ成熟していないと考えられる。

(松橋委員)

- ・この入札はマルチプライス・オークションなので、複数の入札者がどの程度の価格でどの程度の量を買おうとするか、その都度の需要の様相により平均価格は変化しやすいのだろう。

(須藤委員)

- ・このような価格の大幅変動は好ましくない。ある程度の抑制策が必要ではないか。

(事務局〔環境省〕)

- ・体験学習 (learning by doing) を通じて検討していきたい。

(丸山委員)

- ・平成 29 年度に入りオフセット目的の無効化が減っている。オフセット目的のクレジット活用も推進していく必要がある。

(事務局〔環境省〕)

- ・オフセット目的の活用の推進にも取り組んでまいりたい。

(丸山委員)

- ・オフセット目的のクレジット売買は入札より相対取引が主と考えられるが、相対取引での平均的な価格は分からないか。

(事務局〔環境省〕)

- ・相対取引での価格は把握していない。

(事務局〔経済産業省〕)

- ・以前は自社活動の排出のオフセット目的でクレジットを買っていた主体が、J-クレジットで調整された排出係数の小さい電力を買ってオフセットするというやり方を取組をシフトしている可能性もあるのではないか。
- ・相対取引について、確かに不透明な部分はあるが、J-クレジットの取引を促す民間ベースでのプラットフォームも形成され、価格の見える化が進みつつある。

(山地副委員長)

- ・グリーン電力証書や非化石価値証書にとって、先行するJ-クレジットの価格は参考になるはずである。

(事務局〔環境省〕)

- ・入札結果は価格も含めて毎回公表している。

(二宮委員)

- ・削減系クレジットと吸収系クレジット、それぞれの無効化率はどうなっているか。

(事務局〔環境省〕)

- ・削減系は 63%、吸収系は 29%である。吸収系はオフセット目的での無効化が多い。

(二宮委員)

- ・吸収系クレジットの需要の受け皿となるべきオフセット目的での無効化が減っていることになる。本委員会でも吸収系クレジットを認証しているので何らかの対策が必要である。

(大塚委員)

- ・森林由来の吸収系クレジットが売れないことには対策が必要だ。

(事務局〔環境省〕)

- ・吸収系クレジットは価格が高く、排出係数調整目的の大量需要ではあまり売れない。他方、吸収系クレジットは「〇〇の森林を保全している」といったストーリーを描きやすいという利点がある。こうした点を踏まえ、対策を検討してまいりたい。

以上

文責：事務局